

<p><b>ホ 退院時共同指導加算</b></p> <p>注 イについて、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービス（利用者の居宅を訪問して行う指定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービス（以下「看護サービス」という。）をいつ。以下同じ。）を行った場合に、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。以下同じ。）については2回）に限り、所定単位数を加算する。</p>	<p><b>ヘ 事業開始時支援加算</b></p> <p>注 イについては、事業開始後1年未満の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、算定期までの間、登録者の数が登録定員（指定地域密着型サービス基準第174条第1項に規定する登録定員をいう。以下同じ。）の100分の70に満たない指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、平成30年3月31までの間、1月につき所定単位数を加算する。</p>
<p><b>ト 緊急時訪問看護加算</b></p> <p>注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなつていなければ緊急時における訪問を必要に応じて行う場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）は、1月につき所定単位数を加算する。</p>	<p><b>チ 特別管理加算</b></p> <p>注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護（看護サービスを行う場合に限る。）の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなつていなければ緊急時における訪問を必要に応じて行う場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）は、1月につき所定単位数を加算する。</p>
<p><b>リ ターミナルケア加算</b></p> <p>注 イについては、在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、その死亡日及び死亡日前4日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他の別に厚生労働大臣が定める状態に限る。）に訪問看護を行っている場合においては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の場所で死亡した場合を含む。）は、当該利用者の死亡月につき所定単位数を加算する。</p>	<p><b>2,500単位</b></p>
<p><b>ヌ 訪問看護体制強化加算</b></p> <p>注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p>	<p><b>1,000単位</b></p>
<p><b>ヌ 訪問看護体制強化加算</b></p> <p>注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、指定看護小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p>	<p><b>2,500単位</b></p>
<p><b>ワ 介護職員処遇改善加算</b></p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p><b>540単位</b></p>
<p>(1) 特別管理加算(1)</p> <p>(2) 特別管理加算(2)</p>	<p><b>500単位</b></p>
<p><b>オ 地域介護支援拠点運営費</b></p> <p>注 介護保険法（平成六年法律第二百四十一号）第三百三十九条の規定に據り、厚生労働省令（平成二十六年厚生労働省令第二百四十一号）の一部を改正する法律（平成二十六年厚生労働省令第二百四十一号）の一部を改正する法律（平成二十七年四月一日起て適用する。）による規定による。</p>	<p><b>2,100単位</b></p>
<p><b>△ 別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表</b></p> <p>1 介護予防訪問介護費（1月につき） 　　イ 介護予防訪問介護費(1) 　　ロ 介護予防訪問介護費(1)</p> <p>2,335単位 3,700単位</p>	<p><b>△ 別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表</b></p> <p>1 介護予防訪問介護費（1月につき） 　　イ 介護予防訪問介護費(1) 　　ロ 介護予防訪問介護費(1)</p> <p>1,166単位 3,700単位</p>
<p><b>ハ 注</b> 1 利用者に対して、指定介護予防訪問介護事業所（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等による介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が指定介護予防訪問介護を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p>	<p><b>△ 別表 指定介護予防サービス介護給付費単位数表</b></p> <p>1 介護予防訪問介護費（1月につき） 　　イ 介護予防訪問介護費(1) 　　ロ 介護予防訪問介護費(1)</p> <p>1,166単位 3,700単位</p>

- イ 介護予防訪問介護費(1) 介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）において1週に1回程度の指定介護予防訪問介護が必要とされた者口 介護予防訪問介護費(1) 介護予防サービス計画において1週に2回程度の指定介護予防訪問介護が必要とされた者ハ 介護予防訪問介護費(1) 介護予防サービス計画において口に掲げる回数の程度を超える指定介護予防訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者に限る。）
- 2 別に厚生労大臣が定めるサービス提供責任者（旧指定介護予防サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいふ。以下同じ。）を配置している指定介護予防訪問介護事業所において、指定介護予防訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 3 指定介護予防訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する運営老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であつて同項に規定する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）の登録を受けたものに限る。以下この注並びに介護予防訪問入浴介護費の注4、介護予防訪問看護費の注2及び介護予防訪問リハビリテーション費の注2において同じ。）若しくは指定介護予防訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定介護予防訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定介護予防訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労大臣が定める地域に所在する指定介護予防訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問介護大堂として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 別に厚生労大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等が、別に厚生労大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第5条第1号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、指定介護予防訪問介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 利用者が介護予防特定施設入居者介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護費は算定しない。
- 8 利用者が一の指定介護予防訪問介護事業所において指定介護予防訪問介護事業所が指定介護予防訪問介護を行った場合に、介護予防訪問介護費は、算定しない。

- 二 初回加算
- 1 介護予防訪問介護事業所において、新規に介護予防訪問介護計画（旧指定介護予防サービス基準第39条第2号に規定する介護予防サービス計画をいい。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護を行った日の属する月に指定介護予防訪問介護を行った場合又は当該指定介護予防訪問介護事業所のその他の訪問介護が初回若しくは初回の指定介護予防訪問介護を行った日の属する月に指定介護予防訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- 2 生活機能向上連携加算
- 注 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の方法に図る基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第70条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第70条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成した場合であつて、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護計画に基づく指定介護予防訪問介護を行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。
- 3 介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げる他の加算は算定しない。
- (1) 介護職員処遇改善加算(1) イからホまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(2) イからホまでにより算定した単位数の48に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(3) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(4) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- 4 介護予防訪問入浴介護費
- 注 1 利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護事業所（指定介護予防サービス基準第47条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ。）の看護職員（看護師又は准看護師をいふ。以下同じ。）1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）を行った場合に算定する。
- 2 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に障害を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員2人が指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。
- 3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であつて、当該利用者の希望により済しき又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内  
の建物若しくは指定介護予防訪問入浴介護事業所と同一建物に居住する利用者又は当該指定  
介護予防訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する  
建物の利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の90  
に相当する単位数を算定する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介  
護従業者をいう。(以下同じ。)が指定介護予防サービス基準第47条第1項に規定する介護予防訪問入浴介  
護訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位  
数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適  
合する指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者が指定介護予防訪問入  
浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位  
数に加算する。
- 7 指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者が、別に厚生労働大臣が  
定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定介護予防サービス  
基準第53条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を超えて、指定介護予防訪問入  
浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数  
に加算する。
- 8 利用者が介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防認知症対応型共同  
生活介護を受けている場合は、介護予防訪問入浴介護費は、算定しない。
- 9 口  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護  
予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合は、1回  
につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において  
は、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) サービス提供体制強化加算(1)口  
(2) サービス提供体制強化加算(1)口
- 10 ハ 介護職員処遇改善加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているもの  
として都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定介護  
予防訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、  
次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定してい  
る場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 介護職員処遇改善加算(1)イ 及びロにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数  
(2) 介護職員処遇改善加算(1)イ 及びロにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数  
(3) 介護職員処遇改善加算(1)ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
(4) 介護職員処遇改善加算(1)ロにより算定した単位数の100分の30に相当する単位数
- 11 イ 介護予防訪問看護費  
指定介護予防訪問看護ステーションの場合
- (1) 所要時間20分未満の場合  
(2) 所要時間30分未満の場合  
(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合  
(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合  
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合 (1回につき)

## 口 病院又は診療所の場合

(1) 所要時間20分未満の場合

(2) 所要時間30分未満の場合

(3) 所要時間30分以上1時間未満の場合

(4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合

262単位  
393単位  
567単位  
835単位く。)に対して、その主治の医師の指示(指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防  
サービス基準第63条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以  
下同じ。)に基づき、指定介護予防サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書  
(指定介護予防サービス基準第63条第1項に規定する指定介護予防サービス基準第63条第1項に  
規定する指定介護予防訪問看護事業所(以下同じ。)の保健師、看護師、准看護師又は  
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(以下「看護師等」という。)が、指定介護予防  
訪問看護(指定介護予防サービス基準第62条に規定する指定介護予防サービス基準第63条第1項に  
規定する指定介護予防訪問看護事業所をいう。以下同じ。)を行った場合に、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられ  
た内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。た  
だし、イ(1)又はロ(1)の単位数については、指定介護予防訪問看護を24時間行うことができる  
体制を整えている指定介護予防訪問看護事業所であって、介護予防サービス計画又は介護予  
防訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に  
算定し、准看護師が指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当  
する単位数を算定する。なお、イ(5)について理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日  
に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位  
数を算定する。2 指定介護予防訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建  
物若しくは指定介護予防訪問看護事業所と同一建物に居住する利用者又は当該指定介護予防  
訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者  
に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数  
を算定する。3 後回(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの  
時間をいう。)に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25  
に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)  
に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単  
位数を所定単位数に加算する。4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が1人の利  
用者に対しても指定介護予防訪問看護を行ったときは、次に掲げる区分に応じ、1回につきそ  
れぞれの単位数を所定単位数に加算する。イ 所要時間30分未満の場合  
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合  
310単位  
463単位  
814単位  
1,117単位  
254単位  
402単位5 イ(4)及びロ(4)について、指定介護予防訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者(別  
に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。以下同じ。)に対して、所要時間1時間以上  
1時間30分未満の指定介護予防訪問看護を行った後に引き続き指定介護予防訪問看護を行  
う場合であって、当該指定介護予防訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上とな  
るときは、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防訪問看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定介護予防訪問看護を行った場合は、特別地域介護訪問看護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に計算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防訪問看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 8 指定介護予防訪問看護事業所の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 10 指定介護予防訪問看護に関して特別な管理を必要とする利用者に対して、指定介護予防訪問看護事業所が、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、1月につき290単位を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずそれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 特別管理加算(1)
- (2) 特別管理加算(II)
- 11 指定介護予防訪問看護を利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に類回の指定介護予防訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、介護予防訪問看護費は、算定しない。
- 12 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問看護費は、算定しない。
- ハ 初回加算
- 注 指定介護予防訪問看護事業所において、新規に介護予防訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定介護予防訪問看護を行った日の属する月に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- 二 退院共同指導加算
- 注 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定介護予防訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導(当該者はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。)を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定介護予防訪問

看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回(特別な管理が必要とする利用者については、2回)に限り、所定単位数を加算する。ただし、ハの初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。

300単位

ホ 看護体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定介護予防訪問看護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ヘ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問看護事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

#### 4 介護予防訪問リハビリテーション費

イ 介護予防訪問リハビリテーション費 (1回につき)  
注 1 通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に算定する。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問リハビリテーション事業所と同一建物に居住する利用者又は当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定期間)を行った場合は、所定単位数の100分の55に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 利用者に対して、当該利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となつた疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院又は退生じた日(当該利用者が新たに要支援認定を受けた者である場合に限る。)から起算して3月以内の期間に集中的に指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

5 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び指定介護予防訪問介護事業所のサービス提供責任者が、指定介護予防訪問介護及び指定介護予防訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がサービス提供責任者に対して、介護予防訪問介護計画を作成する上で必要な指導及び助言を行った場合に、3月に1回を限度として300単位を所定単位数に加算する。

6 指定介護予防訪問リハビリテーションを利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に類回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、介護予防訪問リハビリテーション費は算定しない。

7 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問

300単位

600単位

注 指定介護予防訪問看護事業所において、新規に介護予防訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定介護予防訪問看護を行った日の属する月に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

二 退院共同指導加算

注 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定介護予防訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導(当該者はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。)を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定介護予防訪問

600単位

注 指定介護予防訪問リハビリテーションを利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に類回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、介護予防訪問リハビリテーション費は算定しない。

7 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問

リハビリテーション費は、算定しない。

リハビリテーション費は、算定しない。



イ 介護予防居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者（その実施に同意する者に限る。）に対して、歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び歯・歯下機能に配慮した管理指導計画を作成していること。
ロ 利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃又は更食・歯下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、実地指導による情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録していること。
ハ 利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
ヘ 看護職員が行う場合
(1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合
(2) 同一建物居住者に対して行う場合
注 1 (1)については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定介護予防居宅療養管理指導事業所の看護職員が同一日に指定介護予防居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注1において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、医師が看護職員による介護予防居宅療養管理指導が必要であると判断し、当該指定介護予防居宅療養管理指導事業所の看護職員が当該利用者を訪問し、療養上の相談及び支援を行い、介護支援専門員等に対する介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、要支援認定（法第33条第2項に規定する要支援認定の更新又は法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を含む。）に伴い作成された介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）の提供を開始した日から起算して6ヶ月の間に2回を限度として算定する。ただし、准看護師が指定介護予防居宅療養管理指導を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
2 利用者が定期的に通院している場合若しくは定期的に訪問診療を受けている場合又は利用者が介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている場合は、算定しない。
6 イ 介護予防通所介護費（1月につき）
1 (1) 要支援1 2 要支援2
注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所（旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、使用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めることにより算定する。
2 指定介護予防通所介護事業者（旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する介護予防通所介護事業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（旧指定介護予防サービス基準第

101条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、指定介護予防通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。）に対して指定介護予防通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。
4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護費は、算定しない。
5 利用者が一の指定介護予防通所介護事業所において指定介護予防通所介護を受けている間は、当該指定介護予防通所介護事業所以外の指定介護予防通所介護事業所が指定介護予防通所介護を行った場合に、介護予防通所介護費は、算定しない。
6 指定介護予防通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所介護事業所と同一建物から当該指定介護予防通所介護事業所に通う者に対し、指定介護予防通所介護を行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
イ 要支援1 ロ 要支援2
口 生活機能向上グループ活動加算
注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者がからなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は運動的サービス徴数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。
イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他の指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画（旧指定介護予防サービス基準第109条第2号に規定する介護予防通所介護計画をいう。以下同じ。）を作成していること。
ロ 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が進歩されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。
注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出、利用者の運動器機能向上計算
ハ 運動器機能向上計算
注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出、利用者の運動器機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
イ 専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士、作業療法士、看護職員、桑道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

- 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の中の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- 二 案改善加算
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。
- 二 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合するとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- 二 案改善加算
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出、低栄養状態にある利用者は又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- 二 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。
- 二 口腔機能向上加算
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出、口腔機能が低下している利用者は又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目指して、個別的に実施される口腔機能の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- イ 言語聴覚上、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- 二 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。
- 二 選択的サービス複数実施加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 選択的サービス複数実施加算Ⅰ
  - (2) 選択的サービス複数実施加算Ⅱ

## ト 事業所評価加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

## チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が利用者に対し指定介護予防通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(1)  
(-) 要支援1  
(-) 要支援2

- (2) サービス提供体制強化加算(1)  
(-) 要支援1  
(-) 要支援2

- (3) サービス提供体制強化加算(1)  
(-) 要支援1  
(-) 要支援2

120単位  
144単位  
48単位  
96単位  
24単位  
48単位

## リ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(1) イからチまでにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算(1) イからチまでにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数

- (3) 介護職員処遇改善加算(1) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

- (4) 介護職員処遇改善加算(1) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

## イ 介護予防通所リハビリテーション費

- 7 介護予防通所リハビリテーション費（1月につき）

1,812単位

3,715単位

注 1 指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員（以下この号において「医師等」という。）の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第120条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。
- 4 利用者が介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防認知症対応型共同設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防特定施生活介護を受けている間は、介護予防通所リハビリテーション費は、算定しない。
- 5 利用者が一の指定介護予防通所リハビリテーション事業所において指定介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所以外の指定介護予防通所リハビリテーション事業所が指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費は、算定しない。
- 6 指定介護予防通所リハビリテーション事業所と同一建物から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所と同一建物から居住する者又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所に通う者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
- イ 要支援 1 口 運動器機能向上加算
- ロ 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び本において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- ハ 士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- 二 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所リハビリテーション事業所であること。

- ホ 選択的サービス複数実施加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (1) 選択的サービス複数実施加算Ⅰ  
(2) 選択的サービス複数実施加算Ⅱ
- ヘ 事業所評価加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。
- ハ 栄養改善加算
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び本において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

150単位	480単位
700単位	120単位

ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(1)-t

(-) 要支援1

(-) 要支援2

(2) サービス提供体制強化加算(1)-o

(-) 要支援1

(-) 要支援2

(3) サービス提供体制強化加算(1)

(-) 要支援1

(-) 要支援2

子 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからトまでにより算定した単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(1) イからトまでにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(1) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(1) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

イ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

(2) 介護予防短期入所生活介護費(1) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(3) 介護予防短期入所生活介護費(1) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(4) 介護予防短期入所生活介護費(1) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

8 ジ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

(2) 介護予防短期入所生活介護費(1) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(3) 介護予防短期入所生活介護費(1) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(4) 介護予防短期入所生活介護費(1) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

9 キ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

(2) 介護予防短期入所生活介護費(1) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(3) 介護予防短期入所生活介護費(1) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(4) 介護予防短期入所生活介護費(1) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 エ 介護予防短期入所生活介護費

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費

(2) 介護予防短期入所生活介護費(1) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(3) 介護予防短期入所生活介護費(1) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(4) 介護予防短期入所生活介護費(1) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1)

a 要支援1

b 要支援2

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1)

a 要支援1

b 要支援2

(3) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1)

a 要支援1

b 要支援2

(4) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1)

a 要支援1

b 要支援2

(5) 医師が、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を行つた場合は、算定することができる。在宅での生活が困難であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行つた場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

539単位

555単位

538単位

508単位

631単位

508単位

531単位

508単位

539単位

538単位

433単位

473単位

581単位

539単位

538単位

433単位

538単位

473単位

581単位

539単位

538単位

433単位

538単位

473単位

581単位

539単位

433単位

538単位

473単位

581単位

539単位

433単位

538単位

473単位

581単位

539単位

433単位

538単位

473単位

581単位

6	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。
7	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
8	次のいずれかに該当する者に対する、単独型介護予防短期入所生活介護費又は併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)を算定する。 イ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者 ロ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 (II)又は併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定する。 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
9	指定介護予防サービス基準第29条第2項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所に係る注3の規定による届出については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成2年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の規定により、注3の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注3の規定による届出があったものとみなす。
10	利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以後に受けた指定介護予防短期入所生活介護料は、算定しない。
ハ 療養食計算	23単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われていること。 サ サービス提供体制強化加算
二 注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) ホ 介護職員処遇改善加算
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
9	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからニまでにより算定した単位数の100分の59に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからニまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
9	イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費 (1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (+) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) i 要支援1 ii 要支援2 b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) i 要支援1 ii 要支援2 c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) i 要支援1 ii 要支援2 d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) i 要支援1 ii 要支援2 (-) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) i 要支援1 ii 要支援2 e 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) i 要支援1 ii 要支援2 f 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅶ) i 要支援1 ii 要支援2 g 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅷ) i 要支援1 ii 要支援2 h 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅸ) i 要支援1 ii 要支援2 576単位 716単位 613単位 753単位 698単位 762単位 652単位 807単位 582単位 723単位 582単位 723単位 619単位 774単位 582単位 619単位 774単位 582単位 619単位 774単位 582単位 619単位 774単位 582単位 723単位 582単位 723単位 619単位 774単位 582単位 723単位 582単位 723単位 619単位 774単位 582単位 723単位 582単位 723単位 619単位 774単位

	d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(v)	619単位
i	要支援 1	774単位
ii	要支援 2	
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費		
(+) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)		
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)		
i	要支援 1	618単位
ii	要支援 2	775単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)		660単位
i	要支援 1	817単位
ii	要支援 2	
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)		618単位
i	要支援 1	775単位
ii	要支援 2	
(+) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)		660単位
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)		618単位
i	要支援 1	817単位
ii	要支援 2	
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)		775単位
i	要支援 1	
ii	要支援 2	
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)		
i	要支援 1	
ii	要支援 2	
(+) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)		
a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)		
i	要支援 1	649単位
ii	要支援 2	806単位
b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)		649単位
i	要支援 1	806単位
ii	要支援 2	
c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)		649単位
i	要支援 1	
ii	要支援 2	
d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)		649単位
i	要支援 1	806単位
ii	要支援 2	

## 注 1

う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施

- 設である指定介護予防短期入所療養介護事業所(指定介護予防サービス基準第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、夜勤職員配置加算(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、夜勤職員配置加算(2)について、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、1日につき240単位を所定単位数に加算する。

- 5 医師が、認知症の行動・心理状況が認められたため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用する事が適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を利用する事で、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

- 7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき18単位を所定単位数に加算する。
- 8 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(i)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは(iii)又は(iv)又は介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iv)の介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(iii)若しくは(iv)を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者  
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者  
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者  
9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。

- 10 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超えた指定介護予防短期入所療養介護については、介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

- (1) (イ)及び(ロ)並びに(ニ)及び(リ)について、利用者に対して、指導管理等のうち日日常に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、特別療養費として、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- (2) (イ)及び(ロ)並びに(ニ)及び(リ)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、療養体制維持特別加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。
- (3) 療養食加算
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき別定単位数を算定する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (4) 緊急時施設療養費
- 利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。
- (一) 緊急時治療管理 (1日につき)
- 注 1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
- 2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。
- (5) 特定治療
- 注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。
- サービス提供体制強化加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) サービス提供体制強化加算(1)イ
- (二) サービス提供体制強化加算(1)ロ
- (三) サービス提供体制強化加算(1)ハ
- (四) サービス提供体制強化加算(1)リ
- (5) 介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(1) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数
(二) 介護職員処遇改善加算(1) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
(三) 介護職員処遇改善加算(1) (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(四) 介護職員処遇改善加算(1) (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
23単位
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
i 要支援1
523単位
i 要支援2
657単位
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
i 要支援1
551単位
i 要支援2
688単位
c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
i 要支援1
541単位
i 要支援2
675単位
d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
i 要支援1
579単位
i 要支援2
734単位
e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
i 要支援1
612単位
i 要支援2
767単位
f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
i 要支援1
600単位
i 要支援2
755単位
(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
i 要支援1
492単位
i 要支援2
617単位
b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
i 要支援1
507単位
i 要支援2
633単位
c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
i 要支援1
550単位
i 要支援2
698単位
d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
i 要支援1
476単位
i 要支援2
566単位
e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1)
i 要支援1
534単位
i 要支援2
674単位

(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)		
(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)		
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	532単位	
i 要支援1		
ii 要支援2	666単位	
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	589単位	
i 要支援1		
ii 要支援2	744単位	
(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)		
a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	532単位	
i 要支援1		
ii 要支援2	666単位	
b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	589単位	
i 要支援1		
ii 要支援2	744単位	
(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)		
(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)		
a 要支援1	605単位	
b 要支援2	762単位	
(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)		
a 要支援1		23単位
b 要支援2		14単位
(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iii)		
a 要支援1		14単位
b 要支援2		
(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(iv)		
a 要支援1	633単位	
b 要支援2	790単位	
(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(v)		
a 要支援1	605単位	
b 要支援2	762単位	
(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vi)		
a 要支援1	633単位	
b 要支援2	790単位	
(七) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(vii)		
a 要支援1	623単位	
b 要支援2	780単位	
(八) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(viii)		
a 要支援1	605単位	
b 要支援2	762単位	
(九) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)		
(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)		
a 要支援1	605単位	
b 要支援2	762単位	
(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)		
a 要支援1		
b 要支援2		
(三) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(iii)		
a 要支援1		
b 要支援2		

係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行った職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

4 医師の配属について、医療法施行規則(昭和25年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護(I)

ロ 夜間勤務等看護(II)

ハ 夜間勤務等看護(III)

二 夜間勤務等看護(IV)

6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者に入所計算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行つ場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

9 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(IV)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(III)を算定する。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している從来型個室を利用する者  
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、從来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

注1 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行つ職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に

- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に係る届出があつたときは、注1及び注5の規定による届出があつたものとみなす。
- 11 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以後に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- (5) 療養食加算
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行なう指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (6) 特定診療費
- 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行なった場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- (7) サービス提供体制強化加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行なった場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) サービス提供体制強化加算(1)イ
- (二) サービス提供体制強化加算(1)ロ
- (三) サービス提供体制強化加算(1)ハ
- (四) サービス提供体制強化加算(1)マ
- (8) 介護職員処遇改善加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行なった場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) 介護職員処遇改善加算(1) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(1) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(1) (1)により算定した単位数の90に相当する単位数
- (四) 介護職員処遇改善加算(1) (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ 敷設所における介護予防短期入所療養介護費			
(1) 敷設所における介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)			
(一) 敷設所介護予防短期入所療養介護費(1)			
a	要支援1	i 要支援1	507単位
b	要支援2	ii 要支援2	637単位
c	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	i 要支援2	534単位
d	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	i 要支援1	664単位
e	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	ii 要支援2	
f	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	i 要支援1	525単位
g	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	ii 要支援2	655単位
h	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	i 要支援1	564単位
i	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	ii 要支援2	715単位
j	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	i 要支援1	596単位
k	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	ii 要支援2	747単位
l	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	i 要支援1	585単位
m	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	ii 要支援2	736単位
n	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	i 要支援1	451単位
o	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	ii 要支援2	563単位
p	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	i 要支援1	514単位
q	診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	ii 要支援2	649単位
r	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	i 要支援1	451単位
s	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	ii 要支援2	589単位
t	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	i 要支援1	742単位
u	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	ii 要支援2	616単位
v	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	i 要支援1	769単位
w	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	ii 要支援2	
x	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	i 要支援1	607単位
y	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	ii 要支援2	760単位
z	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	i 要支援1	589単位
aa	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	ii 要支援2	742単位
bb	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	i 要支援1	616単位
cc	ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(単)	ii 要支援2	760単位

- 注1 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行つた場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準算定として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。
- 4 医師が、認知症の行動・心理状況が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行つた場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行つた場合は、若年性認知症利用者受け入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、算定しない。
- 6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行つた場合は、片道につき84単位を所定単位数に加算する。
- 7 次のいずれかに該当する者に対して、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)を算定する。
- イ 感染症等による、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神状況等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出があつたものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合には、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護について、診療所における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- (3) 療養食加算
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (4) 特定診療費
- 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行つた場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(5) サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	18単位
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	12単位
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	6単位
(6) 介護職員処遇改善加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1から5までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1から5までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
二 老人性認知症患者病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費	
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
(一) a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	
i 要支援1	813単位
ii 要支援2	974単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	
i 要支援1	9.9単位
ii 要支援2	1.074単位
(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i 要支援1	750単位
ii 要支援2	919単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i 要支援1	808単位
ii 要支援2	998単位
(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ)	
i 要支援1	728単位
ii 要支援2	892単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ)	
i 要支援1	786単位
ii 要支援2	971単位

(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)	3	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行なうことが必要と認められる利用者に對して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行なう場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	4	次のいずれかに該当する者に對して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iv)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(v)又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(vi)を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iii)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iv)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(v)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(vi)を算定する。
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	i 要支援 1 ii 要支援 2	716単位 773単位 955単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	i 要支援 1 ii 要支援 2	763単位 817単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iii)	i 要支援 1 ii 要支援 2	564単位 725単位
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	4	763単位 918単位
a 要支援 1 b 要支援 2	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(i)	564単位 725単位
a 要支援 1 b 要支援 2	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)	622単位 804単位
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	5	622単位 804単位
i 要支援 1 ii 要支援 2	(1) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	939単位 1,095単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	(2) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	939単位 1,095単位
i 要支援 1 ii 要支援 2	(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)	832単位 1,024単位
i 要支援 1 ii 要支援 2	(4) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)	832単位 1,024単位
i 要支援 1 ii 要支援 2	(5) 特定診療費	18単位 12単位 6 単位 6 単位
(6) サービス提供体制強化加算	注 1 老人性認知症疾患型病棟 (指定介護予防サービス基準第189条に規定する老人性認知症疾患型病棟をいう。以下同じ。) を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患型病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行つた場合に於て、利用者の要支援基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援基準に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	注 利用者に対して、精神科専門医法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行つた場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
(7) サービス提供体制強化加算(i)イ	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につけ次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につけ次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
(7) サービス提供体制強化加算(ii)ロ	(一) サービス提供体制強化加算(i) (二) サービス提供体制強化加算(ii)	
(四) サービス提供体制強化加算(iii)	(三) サービス提供体制強化加算(iii)	
(四) サービス提供体制強化加算(iv)	(四) サービス提供体制強化加算(iv)	

注 1 老人性認知症疾患型病棟 (指定介護予防サービス基準第189条に規定する老人性認知症疾患型病棟をいう。以下同じ。) を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患型病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行つた場合に於て、利用者の要支援基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援基準に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(3) について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につけ所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

## (7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(1) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10 介護予防特定施設入居者生活介護費  
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)

(1) 要支援 1

外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1月につき)

179単位  
308単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1月につき)

注 1 指定介護予防特定施設 (指定介護予防サービス基準第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。)において、イについては指定介護予防特定施設入居者生活介護 (同項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、指定期定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受けた入居者 (以下この号において「利用者」という。)の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては指定期定介護予防特定施設において、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 (指定期定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る単位数について、利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 ロについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師 (以下この注2において「理学療法士等」という。)と1名以上配置しているもの (利用者の数が10を超える指定期定介護予防特定施設においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を10で除した数以上配置しているもの)として、都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

3 イについて、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関 (指定期定介護予防サービス基準第242条第1項に規定する協力医療機関をいう。)又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合は、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算する。

## (八) 認知症専門ケア加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、専門的な認知症ケアを行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算(1)  
(2) 認知症専門ケア加算(II)

(3) サービス提供体制強化加算(1)  
(4) サービス提供体制強化加算(II)

(5) サービス提供体制強化加算(III)

(6) サービス提供体制強化加算(IV)

18単位  
12単位  
6単位  
6単位

介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設が、利用者に対し、指定介護予防特定施設入居者生活介護 (同項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからニまでにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(II) イからニまでにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(III) (2)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (2)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

介護予防福祉用具貸与費 (1月につき)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防福祉用具貸与事業所 (指定介護予防サービス基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防福祉用具貸与 (指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を行った場合には、現に指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数 (1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)とする。

11 介護予防福祉用具貸与費 (1月につき)  
注 1 指定介護予防福祉用具貸与事業所 (指定介護予防サービス基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。)において、指定介護予防福祉用具貸与 (指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を行った場合には、現に指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数 (1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)とする。

注 1 搬出入に要する費用は、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には詳述しない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合においては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定介護予防福祉用具貸与事業者 (指定介護予防サービス基準第266条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)の通常の事業の実施地域 (指定介護予防サービス基準第270条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費 (当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したもの)を以て、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

